

<服薬関係の諸注意>

1 本校で管理・服用できる薬について

- (1) 医師から処方されている薬に限ります（内服薬や塗り薬、点眼等の外用薬すべて含まれます）。
※市販薬に関して、酔い止めに限っては必要時に担任へご相談ください。
- (2) 副作用の確認が必要なため、家庭や医療機関等で一度は使用したことがある薬に限ります（坐薬、口腔用液、グルカゴン点鼻粉末剤は除く）。
- (3) すべての薬は担任又は保健室管理となります（児童生徒による自己管理は行っていません）。
- (4) 使用する薬は必ず時間を指定してください（症状に応じた対応は判断を伴うため、できかねます）。

2 学校で預かる場合の保管方法等について

- (1) 預かる期間は、各学期間とします。
- (2) 薬は、保健室の戸棚（休日は室温管理が無い状態）に、まとめて保管します（毎日の薬は教室で保管します）。必要に応じて、保健室の冷蔵庫で保管することも可能です。

3 服薬について

- (1) 主治医・薬剤師からの指導・助言を受けた上で依頼してください。
- (2) 薬の説明書又はお薬手帳のコピーの服薬が必要な薬に○をつけて各書類に添付してください。

4 服薬状況の変更があった場合

- (1) 途中で薬の種類や量など、服薬状況等に変更がありましたら、新たに処方された薬の説明書またはお薬手帳のコピーを提出している書類の枚数分提出してください（例：様式1と様式2を提出している場合は2部）。また普段の学校生活や災害時等に服薬を依頼している場合は新しい薬もご持参ください。

5 薬の準備について

- (1) 薬は1回分ずつ小分けにして、チャック式ビニール袋に入れてください。
- (2) 水薬も1回分ずつに計量したものをに入れてください（学校での計量はできかねます）。
分包できない薬（目薬や塗り薬）は、そのまま持たせてください。
- (3) 必要な場合は、預ける薬のそれぞれ1回分の予備（スポイト等含む）を用意してください。
- (4) 別紙の様式3をすべての袋の中に同封してください。（下記、様式3記入例・写真1参照）
- (5) 毎日内服する薬を預ける場合は、連絡帳に持たせてください（予備はその都度お返しします）。

6 災害時用薬を学校で預かる場合について

- (1) 地震等の災害時に内服が必要な場合にお預かりしています。主治医に、学校で預かる方法を知らせて、その方法で適当かどうか相談してください。
- (2) 災害時用に預ける場合は、1回分ずつ小分けにした薬のすべてをひとまとめにして、名前を記入した大きなチャック式ビニール袋に入れてください。（下記、写真2参照）
- (3) 薬を受け渡す際には、「坐薬及び災害時用薬の預かりと返却確認表」に記入してください。
- (4) 薬を持たせる際は、その旨を連絡帳に記入してください。

様式3 記入例

①氏名	筑波 峰子
② 月 日	朝・昼・夕・寝る前 食前 食後
③どのように	一錠ずつ 水と一緒に飲む

写真1



写真2

